

下関市議会業務継続計画（BCP）

平成30年12月

【目 次】

1	目的	1
2	BCP発動要件	1
3	議会の役割	2
4	議員の役割	2
5	議会事務局の役割	2
6	災害発生時からの経過時間ごとにおける議会及び議員の行動	3
7	連絡体制	5
8	BCPの見直し	6
※	参集時の行動フロー図	7
※	災害用伝言ダイヤル【171】利用方法	8
	【参考】下関市議会災害対策会議運営要綱	9

1 目的

下関市議会業務継続計画（BCP）※（以下「BCP」という。）は、下関市内で大規模災害が発生した場合に、下関市災害対策本部（以下「市本部」という。）と連携することにより、市民の安全安心を確保し、議会機能の早期回復を図ることを目的として、二元代表制の一翼を担う議会及び議員の対応について必要な事項を定めるものとする。

※BCP：Business Continuity Plan（業務継続計画）。災害や事故など不測の事態を想定して、業務継続の視点から対応策をまとめたもの。

2 BCP発動要件

BCPは、市本部が設置される災害基準を準用するものとする。

参 考

本市では、災害対策本部の設置基準を、下関市地域防災計画において次のように定めている。

【災害対策本部設置基準】下関市地域防災計画第3編 災害応急対策計画 （風水害等対策）

種 別	配 備 基 準	配 備 体 制
災 害 対 策 本 部 体 制	(1)相当規模の災害が発生し、又は災害の規模が拡大するおそれのあるとき。 (2)市内全域にわたる災害の発生、又は局地的災害であっても、被害が特に甚大なとき。 (3)大規模の災害発生が必至とみなされるとき。	下関市災害対策本部を設置し、所要職員の一部又は全部が配備する。

【災害対策本部設置基準】下関市地域防災計画第4編 災害応急対策計画 （地震・津波 対策）

- (1)地震により市内で震度6弱以上が観測された場合
- (2)地震により市内で震度5弱以上が観測され、大規模な災害が発生し、又は災害が予想されるとき。
- (3)気象庁が、津波予報区の山口県瀬戸内海沿岸、山口県日本海沿岸に大津波警報を公表したとき。
- (4)(1)～(3)以外の地震・津波により災害が発生し、市長が必要と認めたとき。

その他の災害の場合

大規模な火事、危険物の爆発その他重大な事故（長期間の豪雪の場合を含む。）が発生した場合は、当該災害の対策主管部課及び関係部課をもって第2警戒体制に入る。
この場合、災害状況の推移により、市長は、本部体制を命ずる。

3 議会の役割

(1) B C P発動要件に該当する災害が発生したとき、議会は「下関市議会災害対策会議」（以下「災害対策会議」という。）を設置する。

また、市本部が迅速かつ適切な災害対応に専念できるよう、必要な協力・支援を行う。

(2) 市本部の応急活動等が迅速に実施されるよう、議員から提供された地域の被災状況等の情報を整理し、災害対策会議を通じて市本部に提供する。

また、市本部からの情報を、災害対策会議を通じて全議員にメール等で提供する。

なお、本会議や委員会が概ね平常どおり開催できるようになるまでの間の議会として行う取り組みは、災害対策会議に一元化する。

(3) 必要に応じて、地域の被災状況や被災者等の意見・要望等を災害対策会議で調整し、市本部に対して提案、提言、要望等を行う。

また、市本部と連携・協力し、国、県その他の関係機関に対して要望等を行う。

(4) 復旧・復興に向け、必要な予算を速やかに審議するため、議会機能の早期回復を図る。

4 議員の役割

(1) 地域の災害救援活動及び災害復旧活動への協力・支援を行う。

(2) 市本部が応急活動等を迅速に行えるよう、地域の被災状況等の情報を災害対策会議に提供する。

(3) 災害対策会議からの情報を市民に提供する。

5 議会事務局の役割

市本部が設置された場合、議会事務局（以下「事務局」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務に当たるものとする。災害が勤務時間外に発生した場合には、自身及び家族の安全を確保した上で、速やかに事務局に参集し、災害対応業務に当たる。

(1) 傍聴者等の避難誘導、被災者の救出・支援を行う。

- (2) 事務局職員の安否を確認する。
- (3) 正副議長及び議員の安否を確認する。
- (4) 議場、委員会室、事務局の放映設備、電話、パソコン等の情報端末機器の稼働状況を確認する。
- (5) 本庁舎新館 7階から 9階（議事堂）の被災状況を確認する。
- (6) 災害対策会議の開催準備をし、事務の補佐を行う。
- (7) 市本部（市本部に参集している議会事務局長）との連絡体制を確認する。
- (8) 収集した災害関係情報を整理し、災害対策会議に報告する。
- (9) 本庁舎新館 7階から 9階（議事堂）の被災状況により、会議の代替場所を確保する。

6 災害発生時からの経過時間ごとにおける議会及び議員の行動

(1) 災害発生時（発災時から 3日）

ア 議会及び議員の行動

① 本会議、全員協議会が開催中の場合

- a 議長は、直ちに本会議、全員協議会（以下「本会議等」という。）を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保する。
- b 議長は、被災状況により、その日の本会議等を閉じることができる。この場合、延会等を行う必要がある場合は、議決を経なければならない。
- c 議長は、必要に応じて議員を待機させることができる。

② 委員会が開催中の場合

- a 委員長は、直ちに委員会を休憩し、出席者及び傍聴人の安全を確保した上で、委員会における被災状況を議長及び副議長に報告する。
- b 委員長は、被災状況により、その日の委員会を閉じることができる。

③ 本会議等及び委員会が開かれていないとき並びに議員が登庁していない場合

- a 議員は、自身や家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難した上で、自身の安否とその居所及び連絡先を事務局に連絡する。
- b 議員は、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等できる限りの

協力をする。ただし、議長から招集があったときは、速やかに参集する。

④ 委員会又は会派による視察（出張）を行っている場合

- a 責任者（委員長又は会派代表者）は、視察先にて災害等が発生した場合には、速やかに被災状況を議長（議長に事故がある場合は副議長）に報告する。
- b 責任者（委員長又は会派代表者）は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、視察を終了し、帰関（市内視察にあつては帰庁）する。
- c 議長は、本市及び視察先の被災状況を勘案して必要があると認めたときは、責任者に対し、視察の終了及び帰関若しくは帰庁を命ずることができる。

⑤ 議長の出張

- a 原則として、前記④ a、bと同様の対応とする。
- b 議長が出張中のときは、帰関若しくは帰庁するまでの間、副議長が議長の職を行う。

イ 災害対策会議の開催

- ① 議長は、災害対策会議を招集する。
- ② 議長は、下関市議会災害対策会議運営要綱に基づき、会議の運営を行う。
- ③ 発災直後については、情報収集が主な活動となることから、あらゆる通信手段を駆使することで情報を収集し、市本部からも情報を得るよう連絡体制の確保に努める。
- ④ 災害対策会議等の情報については、メール等を使用し、全議員に周知する。

（２）応急活動期（４日～１０日程度）

ア 災害発生時からの活動を継続する。市本部と連携し、災害対策会議で収集・整理した情報を市本部へ提供するとともに全議員へ情報提供する。

情報提供を受けた議員は、Twitter や Facebook などの SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を通じた発信など、可能な範囲でさまざまな方法により、市民に情報提供を行う。

イ これまで収集した災害関係情報に基づき、災害対策会議の今後の取り組み等（臨時会の開催を含む）についての検討を始める。

(3) 復旧活動期（11日以降）

- ア 応急活動期からの活動を継続しつつ、市本部の活動状況に配慮したうえで、必要に応じ、市本部に対して、被災や復旧の状況及び今後の災害対応について説明を求める。
- イ 議会開催のための場所の確保などの環境整備を行う。
- ウ 臨時会等において、災害対策及びその必要経費を速やかに審議する。
- エ 議会・議員が把握した市民の意見、要望等を踏まえ、復旧・復興が迅速に進むよう、市本部に対し、必要に応じて提案、提言及び要望等を行う。
- オ 迅速な復旧・復興の実現に向けて、災害対策会議で検討・調整した内容について、国、県等に対し、要望等の活動を行う。

7 連絡体制

本市は、広大な市域を抱えることから、発災時における連絡体制とその手段について平常時から確認しておく必要がある。

(1) 安否確認等

- ア BCP発動要件に該当する災害が発生したとき、議員は、メール(下関市議会)にて、自身の安否、居所及び連絡先を事務局に送信する。
なお、メールの使用が制限もしくは携帯電話が使用不能の場合は、固定電話またはFAX等を使用するものとする。

事務局庶務課

電話：083 - 231 - 2414

FAX：083 - 234 - 5171

- イ 議員は、事務局に届けているメールアドレス及び電話番号等に変更があった場合は、その都度、事務局に届け出るものとする。

(2) 情報提供

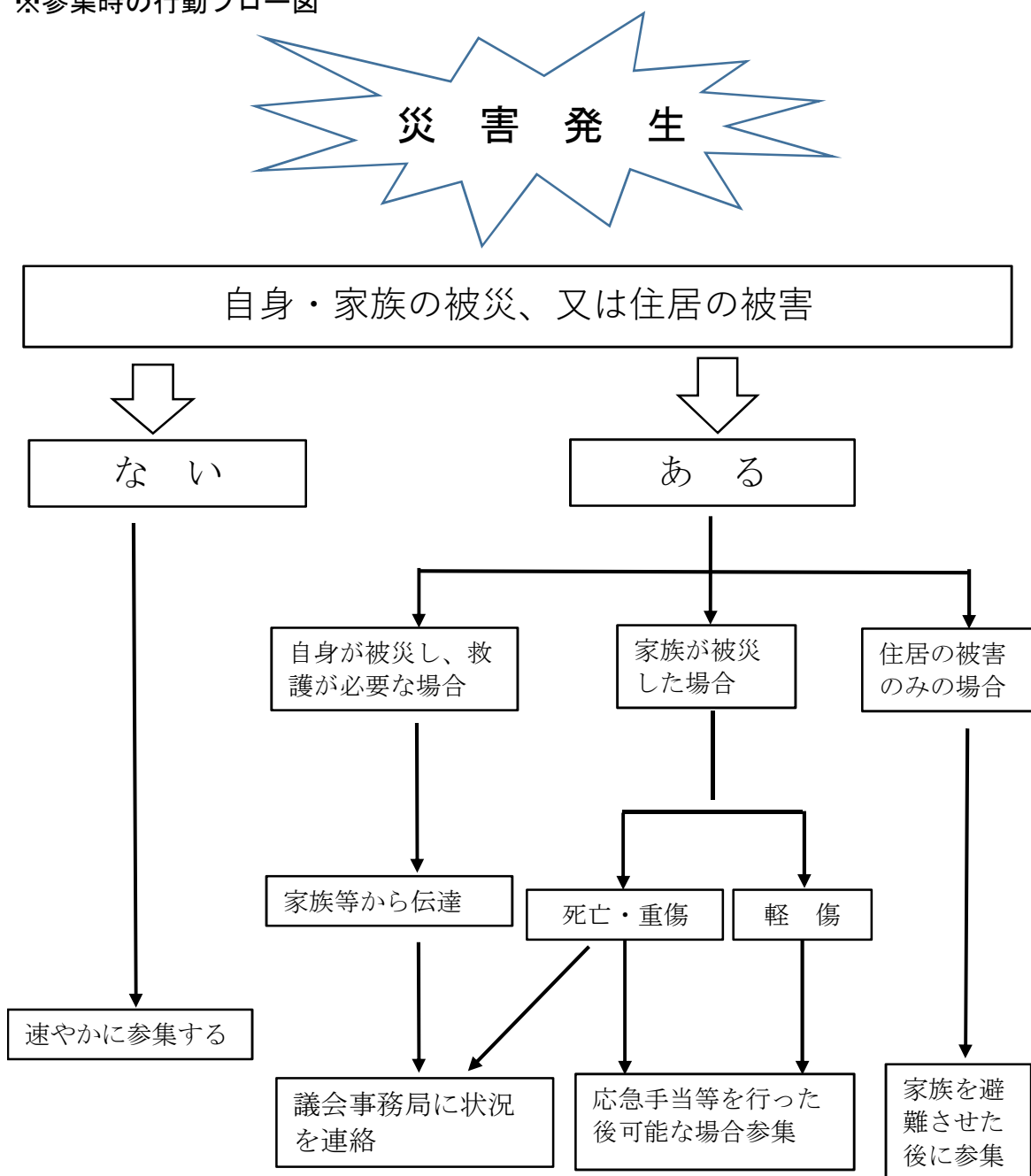
- ア 災害対策会議から議員への情報提供については、メールやタブレット(SideBooks)を使用し行うものとする。

※連絡等の方法については、状況に応じて、電話やメールのほか、LINE等のSNSや災害用伝言ダイヤル『171』を利用するなど、そのとき使用可能なさまざまな通信手段を確保するよう努めるものとする。

8 BCPの見直し

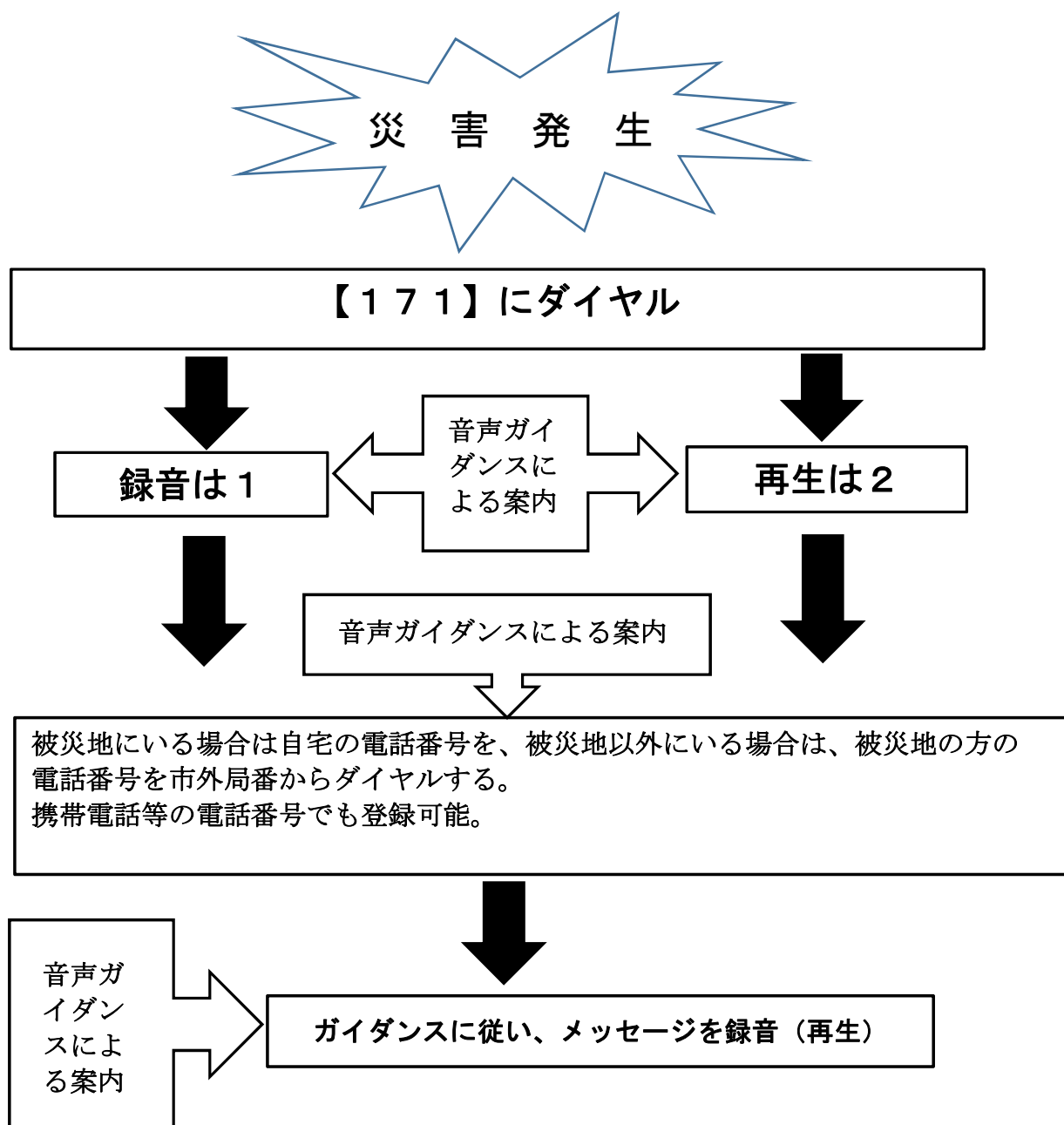
- (1) 本BCPを、より実効性のあるものとするため、災害時における議会と事務局の体制（行動基準、通信体制）の検証・点検を行うとともに、議員と事務局を対象とした防災訓練（参集訓練・通信訓練等）を実施し、あわせて災害時の市本部の動きを確認することで、市本部との関わり方についても検証を行う。
- (2) 本BCPは、災害対策に係る法令等の改正などによる状況の変化、又は、防災訓練の実施により見直しの必要が生じた場合は、見直しについて、議会運営委員会において協議するものとする。

※参集時の行動フロー図



※このフロー図は、議長等の指示により参集する必要が生じた場合のものであり、災害が発生した場合、議員はまず自身及び家族の安全を確保し、その後は、原則地域に残り、災害活動への協力・支援を行う。

※災害用伝言ダイヤル【171】利用方法



※加入電話、I S D N（ダイヤル式電話機は不可）公衆電話、ひかり電話、災害時特設電話から利用可能。携帯電話やPHSからも利用できるが、詳細については、各通信事業者へ問い合わせる。

※伝言蓄積等のセンター利用料は無料。N T T西日本、N T T東日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信事業者の電話から発信する場合の通話料については、各通信事業者へ問い合わせる。

下関市議会災害対策会議運営要綱

(総則)

第1条 この要綱は、下関市議会会議規則（平成17年議会規則第1号）第171条第4項の規定に基づき、下関市議会業務継続計画（BCP）の発動要件に該当する災害が発生した場合に、同条第1項に規定する協議等の場として設置する下関市議会災害対策会議（以下「災害対策会議」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 災害対策会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関すること。
- (2) 議員の招集に関すること。
- (3) 下関市災害対策本部（以下「市本部」という。）からの情報の収集及び議員への情報の提供に関すること。
- (4) 議員等からの情報の収集及び整理並びに市本部への情報の提供に関すること。
- (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関すること。
- (6) 市本部からの依頼事項の実行に関すること。
- (7) その他議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員会委員長（以下「議会運営委員長」という。）及び各会派において選出した議員をもって組織する。

- 2 議長は、災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
- 3 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 議長及び副議長に事故があるとき、又は議長及び副議長が欠けたときは、議会運営委員長が議長の職務を代理する。この場合において、議会運営委員長に事故があるとき、又は議会運営委員長が欠けたときは、各会派代表者のうち年長の議員が議長の職務を代理する。

(会議)

第4条 災害対策会議は、市本部が設置されたときに、議長（議長に事故がある場合は副議長）が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは、議長が招集の判断をする。

(市本部との連携)

第5条 災害対策会議は、市本部の活動状況に十分配慮した上で、必要に応じて、市本部に対し、災害情報の説明を求めることができる。

- 2 前項のほか、効果的な復旧及び復興に資するため、必要に応じて、議長と市長が協議の場を設けることができる。

(議会事務局)

第6条 議会事務局は、議長の命を受け、災害対策会議の事務を補佐する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、災害対策会議の運営に関して必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年12月19日から施行する。